

近運総安第56号

令和3年11月29日

公益社団法人 兵庫県バス協会会長 殿

近畿運輸局長

(公印省略)

令和3年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

標記について、「令和3年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画」及び「実施項目」（令和3年11月12日付け自動車局）並びに「令和3年度年末年始の輸送等に関する安全総点検（貨物利用運送事業）実施計画」（令和3年11月11日付け公共交通・物流政策審議官）に基づき、近畿運輸局の実施細目を別添のとおり定めたので、貴傘下会員に対して確実に実施できるよう指導し、本総点検を通じて輸送の安全が確保されるよう万全を期されたい。



## 令和3年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目

【自動車輸送等関係】

令和3年11月29日  
近畿運輸局

「令和3年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始に臨み、各自動車運送事業者等について、自主点検等を通じた安全性の向上を図るとともに、輸送安全等に対する意識の高揚を図るため、年末年始の輸送等に関する安全総点検を次のとおり実施するものとする。

軽井沢スキーバス事故や大型トラックの車輪脱落事故、減少傾向にあるものの未だ根絶に至っていない飲酒運転事故、健康起因による事故など、これまでに発生した事故を踏まえ、各種安全対策を引き続き着実に推進する必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症による感染拡大を予防するため、業種別の感染拡大予防ガイドラインを踏まえた、対策の着実な実施に努める必要がある。

これに加えて、豪雨、台風、大雪等自然災害により事業者自身が被災し運休が生じる事案や、いわゆるソフトターゲットへのテロ対策の必要性が高まっていることを踏まえ、自動車運送事業者等には早急かつ適切な対応が求められている。

そこで、実施要綱で示されている全省共通の重点点検事項及び自動車交通関係点検事項に加え、自動車交通における輸送の安全に関するこれらの状況等を勘査して、自動車局重点点検事項を設定し、全省共通重点点検事項と併せて重点的に総点検を実施する。

### 1. 期間

令和3年12月10日（金）～令和4年1月10日（月）

### 2. 重点点検事項

#### （1）自動車局重点点検事項（※は全省共通重点点検事項）

- ① 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- ② 健康管理体制の状況（※）
- ③ 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況（※）
- ④ 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況
- ⑤ 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況（特に大型自動車の脱輪事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）
- ⑥ 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況

#### （2）自動車交通関係点検事項（※は全省共通重点点検事項）

- ① 点呼の実施、運転者に対する指導監督（※）の実施状況
- ② コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- ③ バスターミナル及び自動車道の保守点検の実施状況
- ④ 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況（※）
- ⑤ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況（※）
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況（※）

#### （3）貨物利用運送事業関係点検事項（※は全省共通重点点検事項）

- ① 危険物輸送を管理するための体制整備状況

- ② テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況
- ③ 新型インフルエンザ対策及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況

### 3. 点検項目

- (1) 自動車運送事業者及びバスターミナル事業者並びに自動車道事業者については、別紙「安全総点検実施項目」のとおりとする。
- (2) 貨物利用運送事業者については、別紙1「点検項目（貨物利用運送事業関係）」のとおりとする。

### 4. 総点検実施要領

事業者に対しては、期間及び点検実施項目を示し、安全総点検を実施するよう指導することとし、その際、次の事項を指示するものとする。また、特に新規参入事業者、関係団体未加入事業者等において、総点検の趣旨を理解していない事業者も多いことから、研修や講習会、監査、適正化事業実施機関の巡回指導等の機会を通じて、事業者に総点検の趣旨や重要性について周知徹底を図るものとする。

#### 【自動車運送事業者について】

- (1) 近畿運輸局及び管内運輸支局並びに兵庫陸運部（以下、「局及び支局等」という。）は、関係事業者団体及び関係事業者に対して実施方法等を示し、総点検の指導を行うものとする。
- (2) 局及び支局等は関係事業者に対し、次の事項を指示するものとする。
  - ① 総点検は、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めて実施すること。また経営トップを含む幹部においては、総点検で確認された現場の状況を把握し、対応・措置の不備や不適切な取扱い等があった場合には、早期に適切な措置を行うこと。
  - ② 重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
- (3) 局及び支局等は、総点検の査察対象事業者を選定し、事業者の本社のほか、現場機関を訪問するなどにより、全社的な総点検実施状況を把握するため、様式2-1～2-3「立入点検表」により査察するものとする。  
なお、特に繁忙が著しい貨物事業者については、立入検査の実施時期を総点検実施期間に限らず前倒しする等、適宜実施するものとする。

#### 【バスターミナル事業者及び自動車道事業者について】

- (1) 近畿運輸局は、関係事業者に対して実施方法等を示し、総点検の指導を行うものとする
- (2) 近畿運輸局は関係事業者に対し、次の事項を指示するものとする。
  - ① 総点検は、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めて実施すること。また経営トップを含む幹部においては、総点検で確認された現場の状況を把握し、対応・措置の不備や不適切な取扱い等があった場合には、早期に適切な措置を行うこと。
  - ② 重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
- (3) 近畿運輸局は、総点検の査察対象事業者を選定し、事業者の本社のほか、現場機関を訪問するなどにより、全社的な総点検実施状況を把握するため、様式2-4～2-5「立入点検表」により査察するものとする。

#### 【貨物利用運送事業者について】

- (1) 貨物利用運送事業者は、様式1「自主点検表（貨物利用運送事業）」（以下、「自主点検表」という。）に基づき、危険物輸送を管理するための体制等の自主点検を行う。
- (2) 自主点検表の貨物利用運送事業者への送付は、公益社団法人全国通運連盟、一般社団法人国際フレイトフォワーダーズ協会及び一般社団法人航空貨物運送協会を通じて行う。
- (3) 近畿運輸局は、安全総点検の実施期間中に貨物利用運送事業法に基づく監査を実施する事業者について、併せて立入点検を実施するものとする。
- (4) 立入点検実施者は、立入点検の実施にあたっては、事前に、当該点検の対象事業者に対して、立入点検の内容、自主点検の事前実施依頼及び立入点検時に提示させる書類に

について通知するものとする。

- (5) 立入点検は、様式2「立入点検表（貨物利用運送事業）」（以下単に「立入点検表」という。）に基づき、事業者が実施した自主点検の結果について点検事業者の責任者から聞き取りを行うとともに、提示書類の確認及び立入現場の確認を行い、その結果を立入点検表に記録して行う。

なお、立入点検の結果、不備のあった事業者に対して不備事項の改善を指導し、改善の完了予定年月日を責任者に確認の上、立入点検表へ記載する。

#### 【街頭検査等の実施及び局、支局自らの点検について】

- (1) 局及び支局等は、独立行政法人自動車技術総合機構、関係行政機関等と調整の上、街頭車両検査等必要な指導及び処分を行うものとする。
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する街頭監査を実施し、特に、一般貸切旅客自動車運送事業者における夜間の運行及び訪日外国人観光客の輸送について、乗客の安全確保状況等を確認するものとする。
- (3) 局及び支局等は、自ら、自然災害・事故・事件等発生時における連絡体制その他安全に関する業務の体制について、点検を実施するものとする。

#### 5. 報告

##### 【自動車運送事業者の点検結果及び期間中の事故等の発生状況並びに街頭検査の実施状況について】

- (1) 関係事業者団体は、総点検の実施結果について、関係事業者から様式1-1～1-4「自主点検表」をとりまとめ、別紙1（様式3-1関係）「安全総点検の実施結果」により令和4年1月20日（木）までに管轄の運輸支局（陸運部）長あて報告するものとする。
- (2) 運輸支局（陸運部）長は、関係事業者からの報告をまとめ、総点検期間中における事故等の発生状況、自ら実施した総点検の結果及び街頭検査の実施状況並びにこれらに対する所見について、様式3-1「実施結果報告書（自動車運送事業）」（別紙1及び別紙2を含む。）及び様式3-2「街頭検査の実施状況」をとりまとめ、令和4年1月27日（木）までに総務部長あて報告するものとする。

##### 【バスターミナル事業者及び自動車道事業者の点検結果について】

関係事業者は、総点検の実施結果について様式1-5～1-6「自主点検表」をバスターミナルは各ターミナルごと、自動車道は各路線ごとに作成し、令和4年1月20日（木）までに近畿運輸局長あて報告するものとする。

##### 【貨物利用運送事業者の点検結果について】

貨物利用運送事業者は、総点検の実施結果について、様式1「自主点検表（貨物利用運送事業）」を令和4年1月20日（木）までに近畿運輸局長あて報告するものとする。

